

景観配慮協議結果通知書

鎌 都 景 第 171 号 2
令和5年（2023年）5月31日

矢嶋 健二 様

鎌倉市長 松尾



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 5-6 号
土地利用類型 の 名 称	谷戸の住宅地、緑地
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行 為 の 場 所 (地 名 地 番)	鎌倉市二階堂398番1の一部
行 為 の 種 類	建 築 物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none">・谷戸は、鎌倉の特徴的な地形であり、社寺、武家屋敷、別荘など古くから土地利用が行われてきた場所でもある。・静かで落ち着いた雰囲気を持つ面もあるが、一方で、道路幅員が狭く、また地形的な制約から行き止まりとなる道路が多く、防災上の問題がある。・また、本市にとって緑は、まちのイメージや魅力を高め、ひいては人々を呼び込む要因となっており、都市の活性化へ繋がる付加価値の高い存在である。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none">・建築物の基調色は景観計画に適合している。・建築物を道路から奥まった位置に配置し、通り景観への圧迫感を軽減している。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	